
宮城県行政改革・行政運営
プログラム
—改訂版—

平成28年3月
宮 城 県

はじめに

東日本大震災から5年が経過した現在は、宮城県震災復興計画に定めた「再生期」となります。この「再生期」は、震災からの「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」に向けた取組を具体化し、将来の発展に向けた種をまく重要な時期です。

「宮城の将来ビジョン」では、「県民一人ひとりが、美しく安全な県土にはぐくまれ、産業経済の安定的な成長により、幸福を実感し、安心して暮らせる宮城」を将来像としており、それは震災を経ても変わらずに目指す姿です。その実現に向けて、引き続き、被災された方々の生活再建と被災地の産業再生に最優先で取り組むとともに、少子高齢・人口減少社会の到来といった現代社会の諸課題を踏まえ、地方創生の取組を活用しながら将来に向けた先進的な地域づくりに挑戦し、「創造的な復興」を推進していく必要があります。

もとより、震災からの復興の主役は県民一人ひとりであり、さまざまな活動主体が復興に向けて取り組む必要があります。「創造的な復興」は、これまでの枠組みにとらわれることなく、民間等の力も最大限に活かし、震災がなければ実現できなかったような事業にも取り組み、「ふるさと宮城」の再生と更なる発展につなげていこうとするものです。

一方、県では、限られた人員で引き続き復興事業など多くの業務を実施していかなければならないことから、職員の生産性を向上させるとともに、業務の見直しや仕事の進め方の効率化に組織的に取り組むことが、ますます重要になっています。

そのためにも、職員一人ひとりが、未だ困難な生活を余儀なくされている方々に心を寄せ、一日も早い復興への願いに応える強い使命感と誇りを持って業務にあたりるとともに、前向きに知恵を出し合い、将来を見据えた新たな取組に果敢に挑戦していく組織へと成長していくことが求められます。

この行政改革・行政運営プログラムは、「再生期」の平成26年度から平成29年度までの4年間で改革の推進期間とし、このたび、推進期間の折り返しに当たり、策定当初の運用スケジュールどおり、取組内容に関して、現状に即した内容に改める「中間見直し」を実施いたしました。残すところ2年の推進期間となりましたが、全庁を挙げて、より一層効率的・効果的な事務事業の推進に努めてまいります。

将来、震災を乗り越え、すばらしい宮城になったと評されるよう、県庁一丸となって、復興に携わる多くの皆さんと共に、「創造的な復興」の実現に向けて力強く歩んでまいります。

平成28年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

目次

I 策定の趣旨	1
1 継続的な行政改革の必要性.....	1
(1) 復興に向けた施策の推進.....	1
(2) 社会経済情勢の変化への対応.....	1
(3) 地方分権型社会の実現.....	1
(4) 持続可能な財政運営の確立.....	2
2 宮城県における行政改革の取組.....	2
(1) これまでの経緯.....	2
(2) 「行革推進プログラム2010」の取組.....	3
(3) 「震災復興に向けた新たな行政運営の方針」の取組.....	4
II 基本的な考え方	6
1 プログラムの位置付け.....	6
2 改革の推進期間.....	6
3 基本理念.....	6
4 「再生期」に求められる行政運営の視点.....	6
5 進行管理の方法.....	7
III 改革の柱	8
改革1 復興を支えるための事業の選択と集中・体制づくり.....	8
改革2 さまざまな課題に対応するための多様な主体との連携.....	8
改革3 前例のない課題に挑戦し乗り越えていくための行政能力の向上.....	8
改革4 持続可能な財政運営の確立.....	9
IV 具体的推進事項	10
推進項目及び具体的推進事項一覧.....	10
改革1.....	12
改革2.....	22
改革3.....	34
改革4.....	50

I 策定の趣旨

1 継続的な行政改革の必要性

(1) 復興に向けた施策の推進

本県では、東日本大震災以降、甚大な被害からの復旧・復興を県政の最優先課題とし、行政運営についても平成23年10月に「震災復興に向けた新たな行政運営の方針」を策定して、「宮城県震災復興計画（以下「震災復興計画」という。）」の趣旨に沿った着実な復旧・復興を支えていく行政運営への転換を図ってきました。

「震災復興計画」では、平成26年度から平成29年度までの4年間で「再生期」と定めており、被災された方々に寄り添い、被災市町に最大限の支援を行いながら、復旧・復興を更に加速するとともに、「宮城の将来ビジョン（以下「将来ビジョン」という。）」に掲げた宮城の将来像を実現するため、地方創生の取組をはじめ、新たな取組に挑戦していく必要があります。「再生期」においては、被災者の生活再建や地域経済の再生など復旧・復興に向けた施策を最優先事項として、震災の風化を防ぎながら、民間をはじめ多様な主体が中心となって芽生え始めた「創造的な復興」の取組を推進していくことが求められます。

県の行政運営に当たっては、復旧・復興関連事業の一層のスピードアップを図るため、復興事業へのシフト・重点化と効率的・効果的な事務事業の実施に引き続き取り組んでいくことが必要です。

(2) 社会経済情勢の変化への対応

震災発生前から、少子高齢化の進展とそれに伴う労働力人口の減少、医療・介護ニーズの増大、地域コミュニティにおける活力の低下など、さまざまな課題に直面しており、それは震災により一層深刻化したと言えます。更には、経済のグローバル化、環境問題、エネルギー問題など、多くの課題を抱えており、こうした社会経済情勢の変化に対応しながら、安定的かつ効果的に行政サービスを提供していくためには、組織として常に変化していかなければなりません。

また、県民生活を支えるインフラの多くは高度成長期以降に整備されており、それらの老朽化が課題となっていますが、県財政は依然として厳しい状況が続くことから、更新・長寿命化などを計画的に行う必要があります。

「再生期」は、将来を見据えた新たな取組に挑戦していく時期であることから、職員が前向きに知恵を出し合い、困難な課題も乗り越えていける組織へと成長していくことが求められます。

(3) 地方分権型社会の実現

地方分権改革については、「義務付け・枠付け」の見直しや市町村への権限移譲など、一定の進展が見られますが、国から地方への事務・権限の移譲については、いまだ十分とは言えない状況です。

未曾有の大震災を経験した本県としてはその教訓を踏まえ、地方が十分な権限と財源を持ち、地域の実情に応じた的確な施策を実行することで、地域を活性化し、住民の福祉の向上を図る「地方分権型道州制」へと国と地方のあり方を変えていく必要があると考えています。

道州制は単なる都道府県の合併・再編ではなく、国の内政の権限を地方に大幅に移し地方分権型の国家体制に創り変えていく一大改革です。そのため、県と市町村の連携を強化するとともに、現在は国が担っている大きな権限を道州が担うことから、それに伴う重い責任と負担に対応できる組織と人材が求められます。

県ではこれまでも、地方分権型社会に対応できるよう、さまざまな取組を進めてきましたが、将来的な道州制の導入を見据え、より広い視野に立った政策企画力を養うなど職員的能力向上を図っていく必要があります。

また、地方分権改革を推進するためにも、県行政に対する県民からの信頼が基礎となることから、一層公正で適切な行政運営の確保に努めなければなりません。

(4) 持続可能な財政運営の確立

県では、平成11年の財政危機宣言以降、「歳出構造改革」、「財政再建推進プログラム」、「新・財政再建推進プログラム」及び「第3期財政再建推進プログラム」に基づき、職員数の純減などによる人件費の抑制や事務事業の不断の見直し、投資的経費の抑制、県有資産の有効活用など、歳出抑制・歳入確保に取り組んできました。

震災後は、最重要課題である震災からの復旧・復興を強力に推進するため、国の制度や支援を最大限活用しつつ独自財源も積極的に利用し、復旧・復興事業へ可能な限り財源を集中させてきました。

今後も多くの復旧・復興事業に取り組む一方で、将来的に県財政が破綻することがないように、十分に配慮していく必要があります。そのため、事務事業の実施に当たっては、必要性、適時性や優先度を勘案しながら徹底した見直しを行うなど、限られた資源を有効に活用していかなければなりません。

「震災復興計画」及び「将来ビジョン」を推進し、ふるさと宮城の再生とさらなる発展を実現していくためにも、財政の健全化を図り、持続可能な財政運営を実現することが今後の県政運営に不可欠です。

2 宮城県における行政改革の取組

(1) これまでの経緯

県では、昭和50年代から行政改革に取り組み、平成9年からは「新しい県政創造運動」として全庁をあげて新しい行政システムの構築を進めました。平成18年度からは、「新しい県政創造運動」の成果と反省を踏まえ、新たに策定した「宮城県行政改革プログラム」に基づき行政改革を進め、その後、その基本理念を継承しつつ、平成22年3月に「行革推進プログラム2010」を策定し、「『富県共創』を支え地域が主役となる社会に対応した行政経営の確立」と「財政危機の克服」を目標として、さらなる行政改革に取り組むこととしました。

そうした中、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、震災復興が県政の最優先事項となったことから、「震災復興に向けた新たな行政運営の方針」を策定し、震災からの復興にシフトした行政運営を行う一方、「行革推進プログラム2010」については、震災の影響による見直し作業は行わず実施可能なものについて取組を進めてきました。

(2) 「行革推進プログラム2010」の取組

平成22年度からの4年間を対象とした「行革推進プログラム2010」は、東日本大震災の発生により、その取組を計画どおり実施することは困難になりました。

震災前から取り組まれていたものを中心に継続して実施した取組もありましたが、全庁的な検討を要するような新たな取組については、震災復興業務を優先するため、実施できないものがありました。

一方、震災後の課題に対応し、市町村への支援の強化や新たな媒体等を活用した積極的な広報、県民意識調査の実施などについては、当初の予定よりも拡充した取組を行いました。

改革1－共創－多様な主体の力を最大限に高めた公共サービスの実現

主な取組

- 民間企業等との役割分担と連携
 - ・指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価の開始（平成22年度から）
- 地方主権型社会実現のための市町村への支援
 - ・権限移譲（平成22年度：62事務，平成23年度：5事務，平成24年度：6事務）
 - ・県職員派遣，任期付き職員の採用・派遣，他都道府県の市町村職員等の派遣調整等
- 公社等外郭団体との役割分担の適性化
 - ・平成23年度 解散2団体
 - ・平成24年度 解散3団体，出資関係解消2団体
 - ・平成25年度 解散2団体

震災の影響等により実施されなかった取組

- ・県民との協働による事業の実施（モデル事業の実施，「県民協働参画事例集」の作成と周知，職員に対する研修等の普及啓発）
- ・広域連携について職員の意識向上を図るための取組（広域連携の行動指針の作成，県が行う事務事業について，広域連携の可能性の検討プロセスを設ける仕組みの実施）

改革2－向上－県民視点に立って事業展開できる行政能力の充実・強化

主な取組

- 政策企画力の向上
 - ・新たな職員提案制度を創設（平成23年度から）
- 県民ニーズの把握の推進
 - ・県民意識調査の実施（平成24年度から：震災復興計画に基づく取組を調査対象に追加，隔年実施から毎年調査へ変更，調査内容の改善の実施）
- 県民サービスのさらなる向上
 - ・全職員を対象とした「サービス向上自己点検」を実施（平成24年度から）

震災の影響等により実施されなかった取組

- ・定期的な職場訪問・職場報告及び情報交換内容の文書化についての効果的手法の検討（各職場による自主的な現場訪問・報告・情報共有は実施）

改革 3－最適化－行政資源の効果的・効率的な配分による事業展開の推進

主な取組

- 県政の透明性向上と説明責任の強化
 - ・ ホームページの見直し（平成 24 年度に新たなホームページ作成システムを導入）
 - ・ ソーシャル・ネットワーキング・サービス¹など新たな媒体やパブリシティ²を活用した積極的な広報を実施
- 事務事業見直しの推進
 - ・ 震災を受けて平成 23 年度当初予算について抜本的な見直しを実施
 - ・ 復旧・復興事業に最優先で取り組むため、予算編成段階で通常の事務事業を見直し
- 組織体制等の見直し
 - ・ 震災復興等の課題に応じ柔軟に、課室の再編や新設、増員等を実施
- 行政資源等の保全対策と有効活用
 - ・ 各施設の維持管理（長寿命化）計画の策定や改訂
 - ・ 新媒體の創出や命名権（ネーミングライツ）導入資産の拡充などによる、広告収入の確保
- 地方公営企業の経営改善
 - ・ 企業債残高が目標額まで減少（見込み）（広域水道・工業用水道事業）
 - ・ 県立病院の一般地方独立行政法人への移行（平成 23 年度）

震災の影響等により実施されなかった取組

- ・ 総務事務の全庁集約化の検討・実施
- ・ 公共事業のコスト縮減対策（取組実績の把握・集計不能）
- ・ 県業務継続計画（BCP）³の策定（大規模震災編・新型インフルエンザ編）
- ・ 議会庁舎・合同庁舎の「中・長期保全計画」の策定

（3）「震災復興に向けた新たな行政運営の方針」の取組

「震災復興に向けた新たな行政運営の方針」は、職員全体が一丸となって震災復興に向けた取組を常に意識し、「将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」の趣旨に沿った着実な復旧・復興を支えていくため、復興計画における復旧期（平成 23 年度～25 年度）を対象期間に、行政運営に当たっての具体的な方針として策定したものです。

この方針では、県庁の総力を結集して、「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」の実現に向けて、東日本大震災からの復興にシフトした行政運営への転換を図ることとしています。

1 一層の選択・集中と最適化の推進 ～事務事業全体の大胆な見直しを中心に～

主な取組

- 事務事業の見直し
- 宮城県震災復興本部の設置や震災復興・企画部の設置、復興業務を担う課室の新設、任期付き職員の採用など復興を推進する体制を整備

¹ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）：登録された利用者同士が交流できるインターネットを利用したサービス。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えている。

² パブリシティ：新聞記事やテレビのニュースなどマスメディアを通じて情報を伝えること。

³ 業務継続計画（BCP）：大災害などの非常時に重要な業務を継続するための対応を示した行動計画。

- 県職員の派遣，事務受託，任期付き職員の採用・派遣，他都道府県の市町村職員等の派遣調整等の市町村支援

2 一層の共創の推進 ～民間の知恵・力の活用と多様な主体との協働・連携～

主な取組

- 仙台空港とその周辺地域の活性化に向けた検討，推進体制整備
- 復興支援センターや復興支援員を配置するなど，被災地の実情に応じた地域づくりを支援
- 地域課題の解決に取り組むNPO等に対する助成など，活動基盤整備のための支援

3 早期の復旧に向けた行政活動の推進 ～サービス体制と情報発信力の強化～

主な取組

- 支援体制の充実
 - ・子どもの心のケアチーム，宮城県サポートセンター支援事務所，みやぎ心のケアセンター，みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター，東日本大震災営農生活相談所・早期営農再開支援センター，宮城県産業復興相談センター，中小企業経営支援特別相談窓口の設置
 - ・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー⁴の活用
- 国に対し復興に必要となるさまざまな提案・要望を実施
- 各種情報を多様な媒体を活用して積極的に発信（被災者生活支援，地域の復旧・復興，放射線・放射能等）

4 財源確保対策 ～着実な復興事業の実施に向けて～

主な取組

- 財政の健全性・持続性に十分配慮しつつ，可能な限り積極的に震災に対応した財政運営を実施
- 国の制度や支援の最大限の活用
- 独自財源の活用も踏まえた復旧・復興事業への財源の集中
- 収入未済の縮減と未然防止への取組
- 公共土木建築施設の維持管理（長寿命化）計画の策定

5 危機管理体制の再構築

主な取組

- 東日本大震災の対応検証，記録の取りまとめ・公表
- 県地域防災計画，災害対応対策マニュアル等，各種計画・マニュアルの見直し
- 土木部業務継続計画（BCP）の見直し
- 企業局業務継続計画（BCP）の策定
- 県防災行政無線システムの更新

⁴ スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識，技術を活用し，問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ，家庭，学校，地域の関係機関の連携を図ることで，児童生徒の問題解決を支援する専門家。

II 基本的な考え方

1 プログラムの位置付け

「震災復興計画」の基本理念や「将来ビジョン」で示した将来像の実現に向けて、「創造的な復興」を加速し、ふるさと宮城の再生とさらなる発展を支えていく行政改革・行政運営の具体的な方針と取組を示すものです。

2 改革の推進期間

平成26年度から29年度までの4年間（「震災復興計画」における「再生期」）

3 基本理念

「県政の質の向上」の追求

本プログラムの対象期間は、「震災復興計画」の「再生期」に当たり、引き続き復興事業など多くの業務を実施していく中で、これまで経験したことのない課題に直面することが見込まれます。

そのため、本プログラムでは、人員や財源に限られる中でも、職員個々の能力を高めるとともに、個々の力の総和以上の力が発揮できる組織へ成長することで、復興を加速し、あるいはより県民満足度の高いサービスを提供するといった「県政の質の向上」を追求することを、基本理念とします。

4 「再生期」に求められる行政運営の視点

（1）復興事業への重点化、選択と集中

震災からの早期復興を最優先課題とする本県において、「再生期」は震災復興計画に掲げた「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」に向けた取組を具体化していく重要な時期となります。復興事業の一層のスピードアップが期待されている中、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）を復興事業にシフトさせ重点的に取り組んでいく必要があります。

県が担うべき役割とは何か、今必要な業務なのかという視点で事務事業を見直すとともに、業務の無駄をなくし効率化することにより、生み出された人員や予算を復興事業など真に必要な事務事業に充てていくという、効率的な行政運営が求められます。

（2）多様な主体と「共に」復興を実現するという姿勢

復興に向けた取組は、国・県・市町村、県民・NPO団体・専門機関・民間企業等さまざまな主体が行っており、それらの「総力を結集した復興」は震災復興計画の基本理念でもあります。これまでの復興支援活動の中で生まれた新たなつながりや協働の実績を十分に生かすとともに、それぞれの活動や専門性に敬意を払い、県の役割を前向きに探りながら、復興という共通の目標に向かい、共に進んでいくという姿勢が引き続き求められます。

(3) わかりやすく積極的な情報発信

復旧・復興事業の実施に当たっては、県民の理解や関係機関の協力が不可欠であり、情報を共有しつつ共通の認識のもとに進めていかなければなりません。そのために、より積極的な情報発信に取り組んでいく必要があります。県民が復興を実感でき、将来の展望が描けるような、わかりやすい情報発信が一層求められます。

復興は前例のない取組も多く、不測の事態への対応や計画変更も想定されることから、事業の進捗や結果のみならず、当初計画から変更となった場合の理由等も含め、積極的に説明責任を果たしていく必要があります。

(4) 前例のない課題に挑戦し乗り越えていく組織への成長

復興の過程では、新たな課題や困難な課題が生じる中で、職員はその解決に積極果敢に挑戦していく意欲と姿勢が求められます。また、「震災復興計画」に掲げる基本理念や「将来ビジョン」で示した将来像を実現するために、モデル的・先進的な事業を企画立案し、遂行していく能力がこれまで以上に必要とされます。

そのためには、職員個々の取組として捉えるだけでなく、職員の意欲や能力を十分に引き出し、生かせる組織としていく必要があります。効率的で効果的な仕事の進め方や県民サービスの一層の向上について、小さな改善であってもその姿勢や取組を評価する組織風土にしていく工夫や、職員のモチベーションを向上させ、前向きに知恵を出し合い、成果を上げていく職場としていく工夫が求められます。

5 進行管理の方法

毎年度、事業の実施状況を確認し、県ホームページ等で公表します。

平成27年度までの2年間の進捗状況を踏まえ、平成27年度末にプログラムの見直しを行いました。

Ⅲ 改革の柱

改革 1 復興を支えるための事業の選択と集中・体制づくり

- ・本県の最優先課題である震災からの復旧・復興を着実に進め、さらなる加速化を図るため、限られた行政資源を効率的・効果的に配分した事業展開を推進します。
- ・膨大な復興関連業務に対処していくため、そのときどきの課題に応じ、柔軟に組織体制を整備するとともに、発注業務を円滑に進めるため外部委託の活用などを進めます。
- ・震災の経験を踏まえ、地域防災計画の継続的な見直しを始め、防災体制の整備を行うとともに、業務継続計画（BCP）の策定・見直しを行い、非常時の基本的な対応体制を構築します。
- ・津波による被害が大きい沿岸の被災市町に対しては、引き続き職員確保に対する支援や災害公営住宅整備事業の業務受託をはじめ、復旧・復興関連事業を円滑に進めていくための支援を継続します。

改革 2 さまざまな課題に対応するための多様な主体との連携

- ・地方分権型社会の実現に向け、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が自らの判断と責任によるまちづくりや、各地域における地方創生の取組などを進めていけるよう支援するとともに、協働体制をより強化し、市町村と県がそれぞれの役割を果たせるよう総合的な調整を図ります。
- ・県民ニーズは一層多様化、複雑化しており、行政だけでそうした個別のニーズに応えることは難しく、NPOやコミュニティ組織、民間企業など多様な主体の持つ力を活かしていかなければなりません。本県では、各地域で多様な主体が復興支援活動等に取り組んでおり、今後も共に地域を創っていく「公共」の担い手として、そうした活動を下支えするとともに、協働・連携を進めます。

改革 3 前例のない課題に挑戦し乗り越えていくための行政能力の向上

- ・復旧・復興を加速し「創造的な復興」を成し遂げるとともに、新たな課題に対応できる行政基盤の確立に向け、内部統制システムの構築をはじめ、県民の信頼性を確保しつつ、業務の効果や効率性を高め、職員の意識改革や資質の向上にもつながる体制の整備を図ります。
- ・現場の課題やニーズを積極的に捉え、それを政策立案に反映させていく能力を向上させていくとともに、個々の職員や各職場の業務改善実績や提案を全庁で活用し、より効率的な行政運営を行います。
- ・限られた人材を重要度・緊急度の高い業務に優先的に配置するため、仕事の進め方を見直し、前例にとらわれることなく創造的な業務改善に取り組むとともに、一層の情報システムの活用などにより、効率的な業務執行と県民サービスの向上を図ります。
- ・多様な媒体を活用した広報活動や情報公開を推進します。特に、復興の進捗状況や放射性物質検査結果など、県民の関心が高い事項については、わかりやすく積極的な情報発信を行います。
- ・広聴活動や県民意識調査により、県民ニーズや地域課題を的確に把握し、施策に活用していきます。

- ・復旧・復興事業により業務量が増加し、限られた人材が復興事業へ集中する中で、職員一人ひとりが県民の満足度を高められるような仕事を実践できるよう、さらなるサービスの質の向上を図ります。
- ・地方分権型社会の実現に向け、地方分権改革の取組を着実に実行するとともに、国から地方への権限・財源のより一層の移譲に向けた取組や道州制の導入に向けた議論を促進する取組を進めます。

改革4 持続可能な財政運営の確立

- ・「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【再生期】」に掲げる迅速かつ着実な復興と将来ビジョンを実現するために、「財政の健全化と持続可能な財政運営の実現」と「迅速かつ創造的な復興のための予算の重点配分の実現」を目標にした「みやぎ財政運営戦略」を策定し、歳入歳出両面にわたる対策に計画的に取り組みながら、予算の重点化や財源の有効活用を進めます。
- ・「第Ⅳ期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づいた助言・指導を通して、公社等のさらなる自立的な運営を促進します。
- ・工業用水道事業及び広域水道事業について、「新水道ビジョン」を策定し、計画的に経営の健全化を推進します。
- ・県が保有する庁舎や道路・橋梁等の公共土木施設等は、今後、老朽化により維持管理・更新経費の増加が見込まれることから、適切な管理と計画的な補修等による長寿命化に取り組み、将来的な維持更新経費の軽減・平準化を図るとともに、県有財産の有効活用を進めます。

IV 具体的推進事項

改革の柱ごとに、次のような項目に取り組んでいきます。

推進項目及び具体的推進事項一覧

推進項目名 (17)	具体的推進事項 (39)	頁
改革1 復興を支えるための事業の選択と集中・体制づくり		
1 実施事業の選択と集中	(1) 再生期における事業重点化の方針の策定	12
	(2) 復興事業の加速化のための事務事業の見直し	12
2 復興を加速化する体制の整備	(1) 復興にシフトした柔軟な組織体制の整備	13
	(2) 発注業務の円滑化	14
3 危機管理体制の充実強化	(1) 防災体制の整備	15
	(2) 県業務継続計画(BCP)の策定・運用	17
4 市町村に対する復興に向けた支援	(1) 被災市町村に対する支援	18
改革2 さまざまな課題に対応するための多様な主体との連携		
1 市町村と連携した事業の推進	(1) 市町村と連携した事業の推進	22
2 民間の知恵・力を活かした効果的な事業の推進	(1) 民間活力の導入による公共サービスの提供	24
	(2) 民間との協働による事業の推進	25
	(3) 空港民営化を核とした地域活性化の推進	26
	(4) 大学等の研究機関との連携	27
	(5) 地方独立行政法人との連携	28
3 県民・NPO等との協働の推進	(1) 公益的な活動を行う多様な主体との協働の推進	29
	(2) 県民参加による事業の推進	31
改革3 前例のない課題に挑戦し乗り越えていくための行政能力の向上		
1 内部統制の整備	(1) 内部統制システムの構築	34
	(2) 内部統制システムの運用	34
2 「人財」育成	(1) 研修の充実	35
	(2) 政策企画力の向上	36
3 仕事の進め方の効率化	(1) 職場環境の改善	37
	(2) 業務改善の推進	38
	(3) 情報システムを活用した効率化	39

4	わかりやすく積極的な情報発信	(1) 県政運営の透明性の向上	40
		(2) 震災復興に関する広報・啓発	42
		(3) 放射線・放射能に関する情報発信	44
5	県民ニーズの把握と県民サービスの向上	(1) 広聴活動の充実	46
		(2) 県民意識調査等による県民ニーズの把握	47
		(3) 県民サービス向上の推進	48
6	道州制を見据えた分権型社会実現に向けた取組の推進	(1) 地方分権型道州制導入の推進	49
		(2) 地方分権型社会の実現に向けた取組の推進	49
改革4 持続可能な財政運営の確立			
1	財政健全化と創造的復興の両立	(1) 持続可能で迅速かつ創造的な復興のための財政運営	50
2	公社等外郭団体改革の推進	(1) 公社等外郭団体の自立的運営の促進	51
3	地方公営企業の経営改善	(1) 広域水道事業の健全経営の推進	52
		(2) 工業用水道事業の健全経営の推進	52
4	県有財産の適正な管理と有効活用	(1) 県有建築物のストックマネジメントの推進	53
		(2) 公共土木施設のストックマネジメントの推進	54
		(3) 農業水利施設のストックマネジメントの推進	55
		(4) 水道施設の強靱化の推進	55
		(5) 県有資産の有効活用	56

宮城県行政改革・行政運営プログラム

平成26年3月策定

平成28年3月改訂

宮城県総務部行政経営推進課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022-211-2239 FAX 022-211-2297

E-mail gyokeiss@pref.miyagi.jp

ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyokei/>